

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 3 月 28 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700224号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700073号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA事業所における平成5年9月1日から平成10年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年9月から平成10年7月までの期間の標準報酬月額については、別表の第3欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成5年9月から平成10年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年9月から平成10年7月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間(平成10年8月1日から同年9月1日まで)については、厚生年金特例法第1条第5項の規定による保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として訂正を認めることはできない。

- 2 請求者のA事業所における平成5年9月1日から平成10年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年9月から平成10年8月までの期間の標準報酬月額については、別表の第4欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成5年9月から平成10年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(厚生年金特例法による上記1の訂正後の標準報酬月額(別表の第3欄に掲げる標準報酬月額)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年9月1日から平成10年9月1日まで

先日、関東信越厚生局から、A事業所の元同僚に係る年金記録の訂正に関するお問い合わせの文書が届いた。私自身もその元同僚と同様に、A事業所で給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に比べて、年金記録の標準報酬月額が低い。私が所持する請求期

間の給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。また、年金額に反映しなくても、事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成5年9月1日から平成10年8月1日までの期間について、請求者が所持する給料支払明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成5年9月から平成10年7月までの期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第3欄に掲げる額とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成5年9月から平成10年7月までの期間に係る請求者の報酬月額の届出や保険料納付について、不明と回答しているものの、上記給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書で確認できる当該期間の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成5年9月1日から平成10年8月1日までの期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成10年8月1日から同年9月1日までの期間について、請求者は、所持する平成10年9月の給料支払明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法第1条第5項の規定による厚生年金保険の被保険者記録の訂正は認められない。

- 3 請求期間について、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額が本来記録されるべき標準報酬月額より低く記録されているとして、当該期間の標準報酬月額を事実即した記録に訂正することを求めている。

請求期間について、請求者が所持する給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成5年9月1日から平成10年8月1日までの期間の前述の厚生年金特例法により訂正

される標準報酬月額及び平成 10 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間のオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 4 欄に掲げる額に訂正することが妥当である。

なお、請求期間の上記訂正後の標準報酬月額（厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（別表の第 3 欄に掲げる標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間		オンライン記録の 標準報酬月額 (訂正前)	訂正後の 標準報酬月額 (特例法)	訂正後の 標準報酬月額 (75条本文)
年	月			
平成5	9	10万4,000円	13万4,000円	20万円
	10	10万4,000円	13万4,000円	20万円
	11	10万4,000円	13万4,000円	20万円
	12	10万4,000円	13万4,000円	20万円
平成6	1	10万4,000円	13万4,000円	20万円
	2	10万4,000円	13万4,000円	20万円
	3	10万4,000円	17万円	20万円
	4	10万4,000円	17万円	20万円
	5	10万4,000円	17万円	20万円
	6	10万4,000円	17万円	20万円
	7	10万4,000円	17万円	20万円
	8	10万4,000円	17万円	20万円
	9	10万4,000円	17万円	20万円
	10	11万円	17万円	20万円
	11	11万円	15万円	20万円
	12	11万円	15万円	20万円
平成7	1	11万円	15万円	20万円
	2	11万円	15万円	20万円
	3	11万円	18万円	20万円
	4	11万円	18万円	20万円
	5	11万円	18万円	20万円
	6	11万円	18万円	20万円
	7	11万円	18万円	20万円
	8	11万円	18万円	20万円
	9	11万円	18万円	20万円
	10	11万8,000円	18万円	22万円
	11	11万8,000円	18万円	22万円
	12	11万8,000円	18万円	22万円

平成8	1	11万8,000円	18万円	22万円
	2	11万8,000円	18万円	22万円
	3	11万8,000円	19万円	22万円
	4	11万8,000円	19万円	22万円
	5	11万8,000円	19万円	22万円
	6	11万8,000円	19万円	22万円
	7	11万8,000円	19万円	22万円
	8	11万8,000円	19万円	22万円
	9	11万8,000円	19万円	22万円
	10	12万6,000円	18万円	24万円
	11	12万6,000円	18万円	24万円
	12	12万6,000円	18万円	24万円
平成9	1	12万6,000円	18万円	24万円
	2	12万6,000円	18万円	24万円
	3	12万6,000円	20万円	24万円
	4	12万6,000円	20万円	24万円
	5	12万6,000円	20万円	24万円
	6	12万6,000円	20万円	28万円
	7	12万6,000円	20万円	28万円
	8	12万6,000円	20万円	28万円
	9	12万6,000円	20万円	28万円
	10	13万4,000円	20万円	28万円
	11	13万4,000円	20万円	28万円
	12	13万4,000円	20万円	28万円
平成10	1	13万4,000円	20万円	28万円
	2	13万4,000円	20万円	28万円
	3	13万4,000円	22万円	28万円
	4	13万4,000円	22万円	28万円
	5	13万4,000円	22万円	28万円
	6	13万4,000円	22万円	28万円
	7	13万4,000円	22万円	28万円
	8	13万4,000円	—	28万円

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700211号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700028号

第1 結論

昭和63年4月から平成元年3月までの請求期間及び平成3年1月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年4月から平成元年3月まで
② 平成3年1月

私は、平成10年12月頃、A市B区役所の窓口を訪れた際に、昭和63年4月から平成元年3月までの期間と、平成3年1月の国民年金保険料が未納になっていたため、その期間に係る保険料を計算してもらい、その日のうちに全額まとめて同区役所に納付した。その時に受け取った長いレシート形式の領収書1枚と、短いレシート形式の領収書1枚を保管していたが、数年前の書類整理をした際に、それらの領収書については、印字が消えてしまっていたので処分した。請求期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成10年12月頃にA市B区役所の窓口において、請求期間①及び②の国民年金保険料をまとめて納付し、その際にレシート形式の領収書2枚を受領したと主張しているが、請求者が同区役所に納付したとする時点では、時効により保険料を納付することはできない上、制度上、市区町村の窓口において過年度保険料を納付することができないところ、A市保険年金課は同区役所の窓口では請求期間①及び②の保険料を納付することができない旨回答している。

また、請求者の主張するレシート形式の領収書について、A市保険年金課は、資料が残っておらず不明と回答していることから、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。